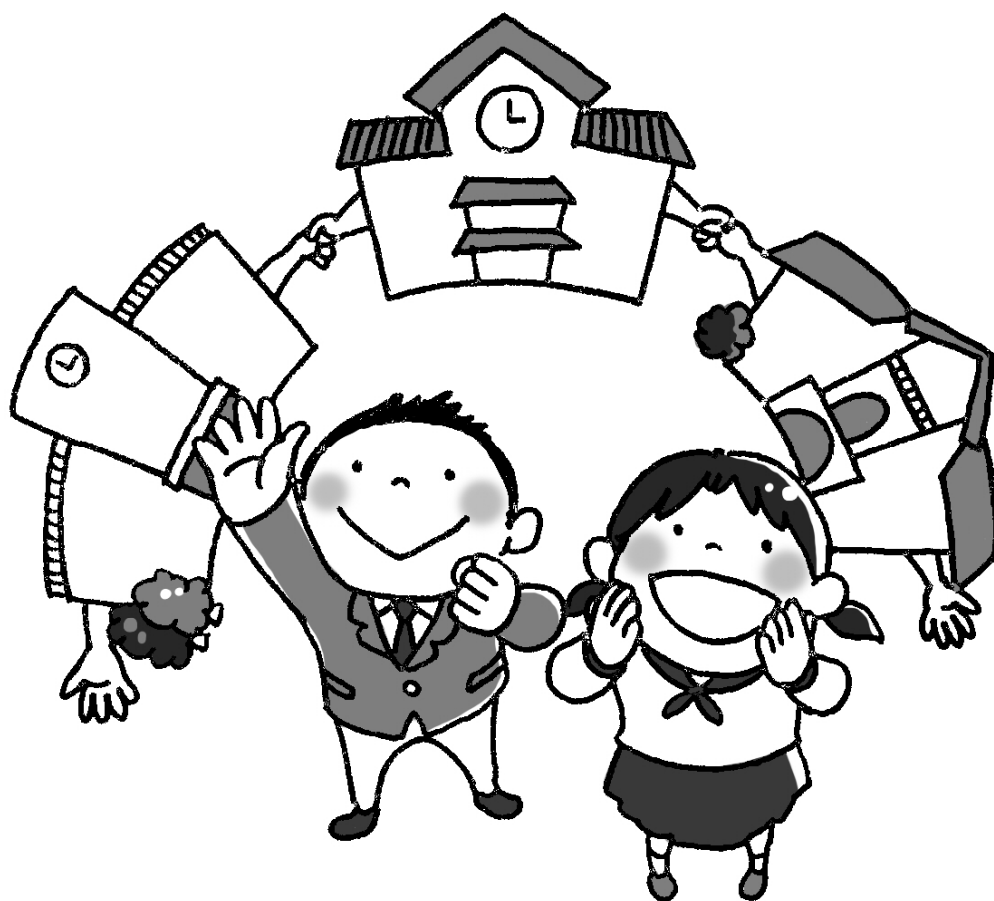


中学校から高等学校へ支援を引き継ぐための

サポートハンドブック



イラスト：尾花佑梨 教諭

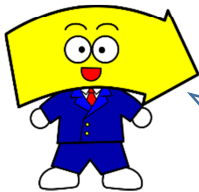
播磨西地区サポートネット会議

～中高の支援をつなぐ連携協議会～

もくじ

もくじ	1
このハンドブックについて	2
I サポートハンドブックの使い方	3
II 特別な配慮・支援が必要な生徒とは	4
III 「中学校から高等学校への支援継続のための情報提供のガイドライン」と解説	6
IV 情報提供のツール	9
V 中学校から高等学校への引継ぎ事例	15
VI 高等学校での支援の流れの例	20
VII 高等学校から進路先への情報提供について	21
(参考資料)	
就労に向けての支援(手帳を持っているケース)	23
関係機関と施設の一覧	24

<引継ぎイメージキャラクター>

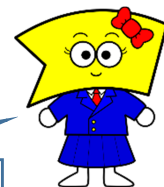


ひっきー

イラスト：西川 諒 教諭

こんにちは！ひっきーです！
中学校から高等学校に情報をつなぐ
方法を紹介します。

つーぎー



こんにちは！つーぎーです！
わたしは、引継ぎがうまくいくと次への矢印
が飛び出す仕組みです。おたのしみに！

このハンドブックについて

近年、中学校から高等学校へ情報が引き継がれることで、中学校で受けていた支援がスムーズに高等学校で行われる機会が増えています。

播磨西地区では、平成 25 年度の赤相地区の「中学校から高等学校への支援継続のための情報提供についてのガイドライン」作成以来、中学校から高等学校に特別な支援が必要な生徒の情報をつなぐ取組を推進してきました。その取組は赤相地区から西播磨地区、そして高校入試の第 4 学区である播磨西地区まで広がりを見せました。

取組の中で、どうやって引き継いだらいいか、もっと言えば、誰を引き継いだらいいか、という疑問が多く聞かれました。

このハンドブックでは、『どのような生徒を、どのような方法で引き継ぎ、どのように支援していくか』について具体的に示しています。

このハンドブックを活用していただき、この地域子どもたちが、自分の力を最大限発揮しながら、人生を謳歌できればこれ以上の幸せはありません。

播磨西地区サポートネット会議事務局一同

目的

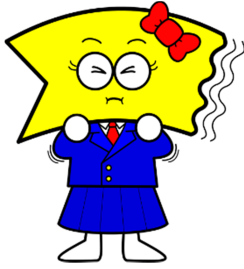
- (1) 中学校から高等学校へ、特別な支援が必要な生徒についての情報を確実につなぎ、対象生徒が高等学校入学時から適切な配慮が受けられることを目的とする。
- (2) 幼・保から小、小から中、高から進学先や就労先へといった他の連携も重視し、最終的に幼少期から成人期まで一貫した支援が受けられる体制作りをめざす。
- (3) 高等学校の第 4 学区内で連携して特別支援教育の充実を図る。

兵庫県内の高校入試学区のうち、第 4 学区内で統一した形での引継ぎを推奨しています。網の目の詰まったサポートネットとして、子どもたちを継続して支援していきたいという願いを持っています。

この冊子は、スムーズな引継ぎの促しに使っていただければと思います。



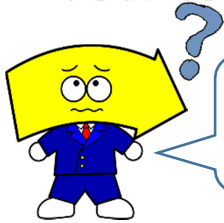
I サポートハンドブックの使い方



中学校から高等学校への引継ぎって、
いったいどうしたらいいの？

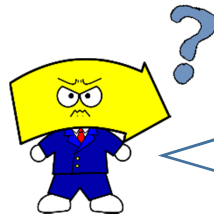
→ 7・8 ページ～を読む

<中学校の先生からのよくある質問>



どんな生徒を、
引き継いだらいいの？

→ 4・5 ページを読む



何を引き継いだら、
いいのかな？

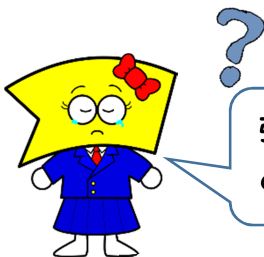
→ 9～14 ページを読む



大変な思いをして引き継いでも、
意味ってあるのかな？

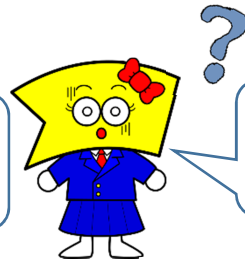
→ 15～20 ページを読む

<高等学校の先生からのよくある質問>



引き継がれた資料を、
どうしたらいいの？

→ 18～20 ページ～を読む



高等学校卒業後は、
どうしたらいいの？

→ 21～23 ページを読む

※使い方の一例です。わからないことは、

24 ページの☆事務局担当特別支援学校までお問い合わせ下さい。

Ⅱ 特別な配慮・支援が必要な生徒とは

特別な配慮・支援が必要な生徒とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、発達障害等、すべての障害を対象としています。

引継ぎを行う生徒については、障害の有無に関わらず、特別な配慮・支援が必要な生徒を対象としています。（詳細は、6 ページガイドライン参照）

ここでは、発達障害について解説します。

1 発達障害とは

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとしており、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者と定められています。（発達障害者支援法より記載）



発達障害の状態像は、年齢と環境条件などによって変化していきます。
発達障害は、個性の一つであるという見方もありますが、彼らの特性を理解して必要な配慮や支援を行うことは、二次障害の予防や彼らが豊かな成人期を迎えるために大切なことです。

2 学習障害 (Learning Disability)

学習障害 (LD) とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。（国立特別支援教育総合研究所 HP より記載）

○ 学習障害のうち 80~90% を占める読み書き障害 (dyslexia) は単語の認識の正確さと流暢さに困難があり、小学校低学年の時期には、以下のような困難が見られます。

- ・ ひらがなの読み書きが困難である。
(めーぬ、れーねの区別がつきにくいなど)
- ・ 特殊音節のうち、長音・促音、特に拗音の読み書きが苦手である。
- ・ 単語をひとつの単位として読めない。(1文字ずつ読む逐次読みになる。)
- ・ 読み飛ばしをしてしまう。
- ・ 鏡文字になる。
- ・ 漢字が正しく書けない。(線が多かったり、少なかったりする。)



3 注意欠如・多動性障害（Attention Deficit Hyperactivity Disorder）

※ 文部科学省の表記では、注意欠陥多動性障害

注意欠如・多動性障害（ADHD）とは、不注意および（または）衝動性-多動性を特徴とする行動の障害で、その症状が年齢に不釣り合いであり学業や職業、社会的な活動に直接支障をきたすほどであるとしています。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるとしており、症状は不注意が優勢に存在、多動性・衝動性が優勢に存在、混合して存在する3つのパターンがありますが、いずれの場合も12歳以前に現れ、その状態が少なくとも6か月間持続したことにより診断されます。（米国精神医学会の診断基準 DSM-5 を参考に記載）

○ 学校の学習や集団活動場面では、以下のような困難さが見られます。

- ・ 授業中しばしば離席する。着席していても身体が動いている。
- ・ すぐかっとなる。些細なことで叩いてしまう。
- ・ 忘れ物を頻繁にする。
- ・ 片付けられない。
- ・ ぼーっとしていて、指示や説明を聞けない。
- ・ 集中が続かない。
- ・ 気が散りやすい。

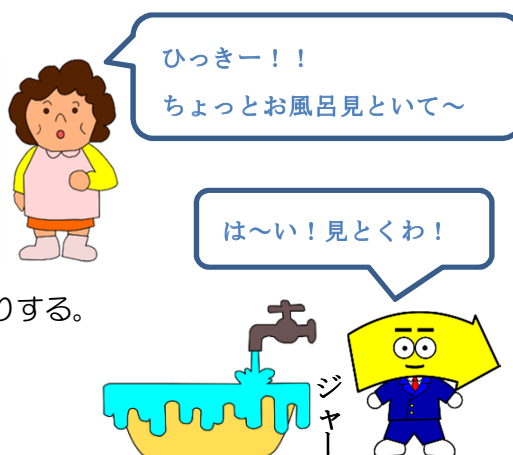


4 自閉症スペクトラム障害（Autism Spectrum Disorder）

自閉症スペクトラム障害（ASD）とは、社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応における持続的な困難さ、行動、興味または活動の限局（こだわり）や反復的な様式（常同的行動）を特徴とする障害であるとしています。これらの症状は発達早期に現れますが、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。（米国精神医学会の診断基準 DSM-5 を参考に記載）

○ 学校の生活場面では、以下のような困難さが見られます。

- ・ ことばを字義通りにとらえる。
- ・ 他者の表情・しぐさがわかりにくい。
- ・ 視線が合いにくい。
- ・ 集団での雰囲気を感じることが苦手である。
- ・ 集団での暗黙のルールがわかりにくい。
- ・ 会話が成り立ちにくかったり、自分のことを一方的に話したり、独特な理解や言い回しをしたりする。
- ・ こだわりがある。
特定の物などに、きわめて強い関心がある。
興味のない活動には、参加しにくい場合がある。
- ・ 急な変更により強い不快感や不安を感じる。パニックになる場合もある。
- ・ 感覚の問題がある。（聴覚的な過敏、触覚的な鈍麻、偏食など）



Ⅲ「中学校から高等学校への支援継続のための情報提供のガイドライン」と解説

中学校から高等学校への支援継続のための情報提供のガイドライン

播磨西地区サポートネット会議～中高の支援をつなぐ連携協議会～

1 目的

- (1) 兵庫県特別支援教育第二次推進計画により、学校間連携を推進し、支援体制の整備を図る。
- (2) 中学校から高等学校へ特別な支援が必要な生徒についての情報を確実につなぎ、対象生徒が高等学校入学時から適切な配慮が受けられる体制作りを行う。

2 対象とする生徒

- ※ 対象者は以下の2点を満たすものとする。
- (1) 発達障害等により特別な支援を必要とする生徒
- (2) 保護者等の同意があった生徒

3 情報提供の経路

対象生徒の出身中学校長から入学する高等学校長（出身中学校の第3学年主任、入学する高等学校の第1学年主任、各校の特別支援教育コーディネーター等）

4 対象となる情報

- (1) 個別の教育支援計画・個別の指導計画
- (2) サポートファイル（市町または学校が保管している場合）※サポートファイルの名称・保管方法は市町によって異なる。
- (3) 特別支援教育にかかる中学校・高等学校連携シート〔(1) (2)のいずれも作成されていない場合は必ず作成することとする〕
- (4) その他（保護者同意の下で中学校が高等学校へ提供することが必要と判断したもの）
（例：相談機関等からの検査結果報告書、具体的支援を行った教材・道具等）

5 情報提供の時期

合格発表後5日以内を原則に、中学校から進学先の高等学校に連絡し、上記の情報をつなぐ。
なお、定時制課程の再募集に合格した生徒については3日以内を原則とする。

6 提供の方法

原則として持参する。情報共有のための引継ぎ会を設定して、中学校担当者・高等学校担当者どちらかが相手校を訪問する。

- * 引継ぎ会には、生徒の様子が分かる教員が出席することが望ましい。
- * 引継ぎ会では、連携シートを活用して情報共有することが望ましい。
- * 円滑な中高接続のために重要な情報で、シートに記入しきれない情報は、口頭で引き継ぐなどすることが望ましい。

7 特別支援教育にかかる中学校・高等学校連携シート作成の流れ

- (1) 中学校での様子や保護者との連携の中で、特別な支援が必要な生徒を把握する。
 - * 医学診断や発達検査等を踏まえて、シートの作成が適当である生徒を校内委員会で整理しておくことが望ましい。
 - * 必要に応じて専門医受診や発達検査などを勧めるなど、本人の発達の特性を確認していくことが望ましい。
- (2) 保護者や本人の障害受容の程度を図りつつ、シートのメリットを説明し、同意を得る。
 - * 個別懇談や進路指導の中で保護者等にチラシを活用しながら案内する。
- (3) これまでの支援記録などを参考にしながら、シート案を作成する。
 - * 校内委員会等で記入内容を精査しておくことが望ましい。
- (4) 作成したシート案を保護者等に提示し、署名を得る。
 - * 保護者との関係によっては、シートをあらかじめ作っておいて同意・署名を一括するなど、できるだけ簡便に進めることも可能である。
- (5) 進学先の高等学校に、引継ぎ会の場でシートを引き継ぐ。

8 その他

- (1) 高等学校入学者選抜で特別な措置を要する者については、「兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」に基づいて特別な措置の手続きを行うこととする。
- (2) 中学校長は、高等学校への支援継続のための情報提供を行った場合、市町教育委員会にその旨の報告を行うこととする。
- (3) 1～7については、中学校から高等学校に入学する生徒への情報提供の手続き等を示しており、特別支援学校に入学する生徒の情報提供の手続きについては、特別支援学校側から別途依頼する。

中学校から高等学校への支援継続のための情報提供のガイドライン

1 ガイドラインの具体的な内容

1 目的

目的は、特別な支援を必要とする生徒について、中学校から高等学校へ情報を確実に引き継ぎ、引き継がれた情報をもとに、高等学校においても個々の教育的ニーズに応え、一貫性、継続性のある支援を行うことです。

2 対象とする生徒

対象とする生徒は、中学校において、保護者同意のもとで、個別の教育支援計画または個別の指導計画を作成している生徒で、発達障害の診断を受けていない生徒も含まれます。また、その他、特別な配慮または支援が必要であると中学校側が判断し、保護者の同意がある生徒とします。具体的には、医療的な配慮または発達障害の傾向があり、高等学校での生活に配慮や支援を要する生徒などが挙げられます。

3 情報提供の経路

情報提供の経路は、対象生徒の出身中学校長から入学する高等学校長宛で行います。また、引継ぎ会の出席者は、出身中学校の第3学年主任、入学する高等学校の第1学年主任、各校の特別支援教育コーディネーター等とします。

4 対象となる情報

対象となる情報は、個別の教育支援計画、個別の指導計画を基本とし、サポートファイルが挙げられます。しかしこれらが無い場合、特別支援教育にかかる中学校・高等学校連携シートを作成し、引継ぎ資料とします。この連携シートは、個別の教育支援計画、指導計画がある場合でも、より円滑かつ効率的に引継ぎ会を行うべく作成・活用することが推奨されます。その他の情報として、検査結果報告書や中学校で実施してきた指導内容や方法に関すること等が挙げられます。もちろん、これらは保護者の同意を得た資料に限ります。

5 情報提供の時期

情報を提供する時期は、高等学校での学級編成を含む支援体制整備の必要性から、合格発表の日から5日以内を原則とします。高等学校定時制課程の再募集に合格した生徒については、合格発表の日が3月後半であり、高等学校での支援体制整備に要する日数が限られていることから3日以内を原則とします。また、高等学校入学選抜で特別な措置を要する者については、「兵庫県公立高等学校入学選抜要綱」に基づいて、中学校長が特別措置の手続きを行います。

6 提供の方法

提供の方法は、原則として中学校の職員が高等学校へ持参することになっています。しかし個々の実情に鑑みて、いずれかの学校が相手校を訪問し引継ぎ会を設定・実施します。引継ぎ会の参加者は、生徒の実態を把握している中学校の職員や高等学校で当該生徒にかかわる職員が望ましいです。

7 特別支援教育にかかる中学校・高等学校連携シート作成の流れ

中学校では、特別な支援が必要な生徒を把握し、高等学校への引継ぎが必要であると判断した場合、保護者に連携シートについて説明し、その意義を理解していただき同意を得たうえで連携シートを作成し、保護者の署名を得ます。（作成の流れは13ページの漫画を参照）

8 その他

（1）高等学校入学者選抜において特別な措置を必要とする生徒に関しては「兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」に基づいて手続きを行う、（2）中学校から高等学校への引継ぎを行った場合市町の教育委員会に報告する、（3）特別支援学校に入学する生徒の引継ぎについては、特別支援学校から別途依頼します。

2 ガイドライン運用にあたってのポイント

中学校では

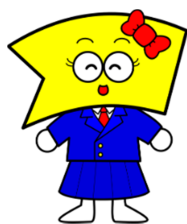
校内の相談・支援体制の充実を図りましょう。

- ・校内委員会の実施
- ・管理職、特別支援教育コーディネーター、担任、部活動顧問等の連携



保護者との連携を図りながら「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成・活用し、日頃から教育的ニーズに応え配慮・支援を蓄積する姿勢が大切です。

高等学校では



引き継がれた情報を適切に活用し、高等学校における支援体制を整えましょう。

中学校から高等学校への情報資料の提供

当該生徒の支援検討（校内委員会等）

高等学校での個別の指導計画等の作成


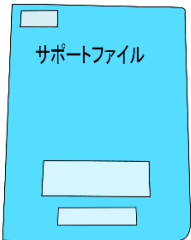

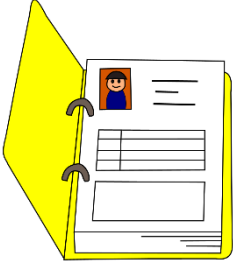
高等学校全体での支援体制整備

※必要に応じ、特別支援学校のセンター的機能を活用し助言を求めたり、研修会を行ったりする。

Ⅳ 情報提供のツール

- 推奨するツールは、ガイドライン（P. 6）に掲載しています。
本会議が推奨する優先順位です。1や2がなければ、3を引き継ぐことがガイドラインに明記されています。すべての文書を引き継ぐためには、保護者同意が必要です。

1. 個別の教育支援計画 個別の指導計画	2. サポートファイル 連携支援ファイル	3. 特別支援教育にかかる 中学校・高等学校連携シート	4. その他の情報 (検査結果報告書等)
-------------------------	-------------------------	--------------------------------	-------------------------

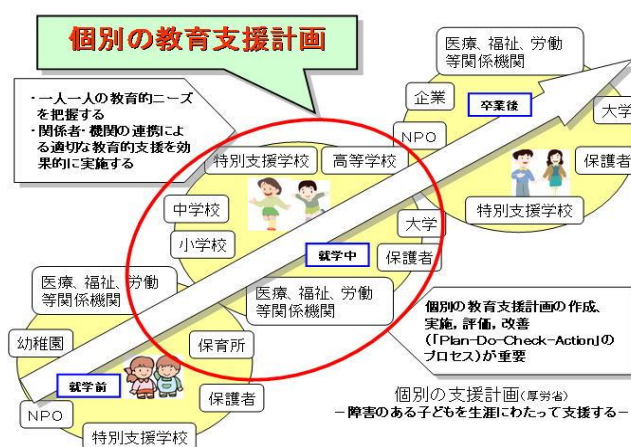
個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用が基本です！

1 個別の教育支援計画と個別の指導計画

○ 個別の教育支援計画とは

個別の教育支援計画とは、子どもの成長にとって大切なことを正確にとらえ、入学前から卒業後まで、教育、福祉、医療、労働などが連携して、一貫した支援を行うために作成する長期的な計画のことです。

- ・ 学校が作成の主となり、保護者をはじめ医療、福祉、労働等の関係機関と連携しながら毎年作成します。
- ・ 長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して適切な支援を行うためのツールの役割を持ちます。
- ・ 学校教育だけに限らず、児童生徒が生活する家庭、地域、余暇活動をも含め、それぞれの関係機関や関係者が具体的な支援を実施します。
- ・ 本人のニーズを探り、共通の支援目標を念頭に関係者が役割分担をして支援を行います。



個別の教育支援計画（文部科学省）

- 作成することにより、以下の効果が期待できます。
 - ・ 関係者が情報を共有しながら支援を行うことで、児童生徒に最も効果的な支援を行うことができます。
 - ・ 就学前から高等学校卒業後まで継続した支援を行うことができます。
 - ・ 専門家（言語聴覚士や作業療法士など）と協働して、指導支援が行いやすくなります。

記入例

姫路市「個別の教育支援計画」

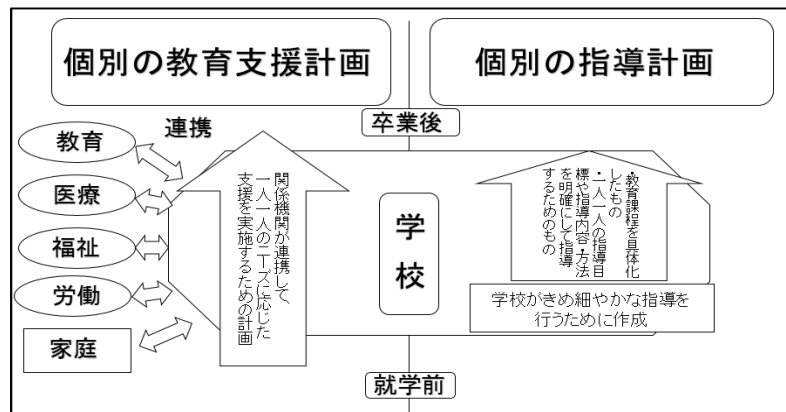
Ⅱ 教育支援計画シート（小・中学校）

名 前	育成 次郎		
担任・記入者	総合 支援		
1 これまでの支援内容および支援上の課題			
<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた発言や行動を教えているが、適切な発言や行動ができない。 ・黒板をノートに写すことやワークをすることを嫌がる。 ・毎日の連絡帳を書くようにしているが、忘れ物が減らない。 			
2 現在の生活・将来の生活に関する希望			
(1)本人の希望	忘れ物を減らしたい。注意されることを減らしたい。高校へ進学したい。		
(2)保護者の希望	友だちと仲良くして、忘れ物を減らしてほしい。公立高校へ進学させたい。		
3 本人・保護者の希望をもとに考えられる支援計画			
(1)現在の生活の充実のための目標	社会性、読み書き、不注意への自己理解と自己対処について力をつけていく		
(2)卒業後の生活をめざした目標	<ul style="list-style-type: none"> ・暗黙のルールを知り、社会性を身につけること ・読み書きに対してPCやタブレットなどを用いて苦手さをカバーすることを身につけること ・忘れ物をしないようにICTのリマインド機能の利用やメモを書く習慣を身につける 		
4 具体的な支援			
(1)家庭生活・家庭生活支援	(2)社会教育・地域生活余暇支援	(3)医療・健康	(4)専門相談（進路・療育・教育相談等）
担当者	担当者	担当者	担当者
〇〇相談支援事業所 〇〇相談員	〇〇放課後等デイサービス 〇〇支援員	花北診療所 〇〇医師 〇〇臨床心理士	総合教育センター 育成支援課 〇〇教育相談員
支援内容・方針	支援内容・方針	支援内容・方針	支援内容・方針
家庭生活での支援について相談している。必要な福祉サービスの利用について相談している。	月に2回利用。支援員と活動しながら本人の自己理解をすすめている。	気持ちが落ち着く薬の処方困った時の気持ちの落ち着かせ方について心理担当と相談していく	社会性を身につけるためのソーシャルスキルトレーニングの実施。困った時の対処法を知り、実践しているようにしている。
5 学習支援			
(1)学習支援の主な課題・配慮事項	読みの困難を軽減するためにデジジー教科書の使用を授業中も許可する。時間内に黒板を写すことができない場合、デジタルカメラ等で黒板を写したものをノートに貼ることで黒板を写したことにする。	「基礎的環境整備」「合理的配慮」の観点	(4) (1)-1-1、(1)-1-2、 (1)-2-1、(1)-2-2、 (1)-2-3
(2)在籍校・交流学級における支援	担当者 学級担任 〇〇〇〇	具体的な支援内容・方針 特別支援教育コーディネーターと協力して、合理的配慮を学年や学校全体へ周知している。	
(3)特別支援学級等における支援	担当者 自閉症・情緒障害特別支援学級担任 〇〇〇〇	具体的な支援内容・方針 友だち関係でうまくいかなかった時や注意を受けてイライラした時は一時的に気持ちを落ち着ける場所として本人・保護者承諾のもと利用している。	
6 学校等が提供する具体的な「基礎的環境整備」「合理的配慮」			
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (1)-1-1、(1)-1-2、(1)-2-1、(1)-2-2、(1)-2-3			
7 保護者確認			作成日
保護者名前	育成 太郎	育印	平成 年 月 日
8 評価及び今後の課題			
※個別の教育支援計画を新しく作成するときに「評価と今後の課題」を記入し、保護者や関係機関とともに共有し、新しい個別の教育支援計画を作成する。			

○ 個別の指導計画とは

一人一人の児童生徒に対して、教育的ニーズに対応したきめ細やかな効果的な指導を行うために、学校の教育課程に基づいて、指導目標や指導内容等を盛り込んだ指導計画のことで

- ・ 教科・領域ごとに、個々に対して具体的な指導目標・指導内容・指導方法を示したものです。
- ・ 学期ごとに作成します。

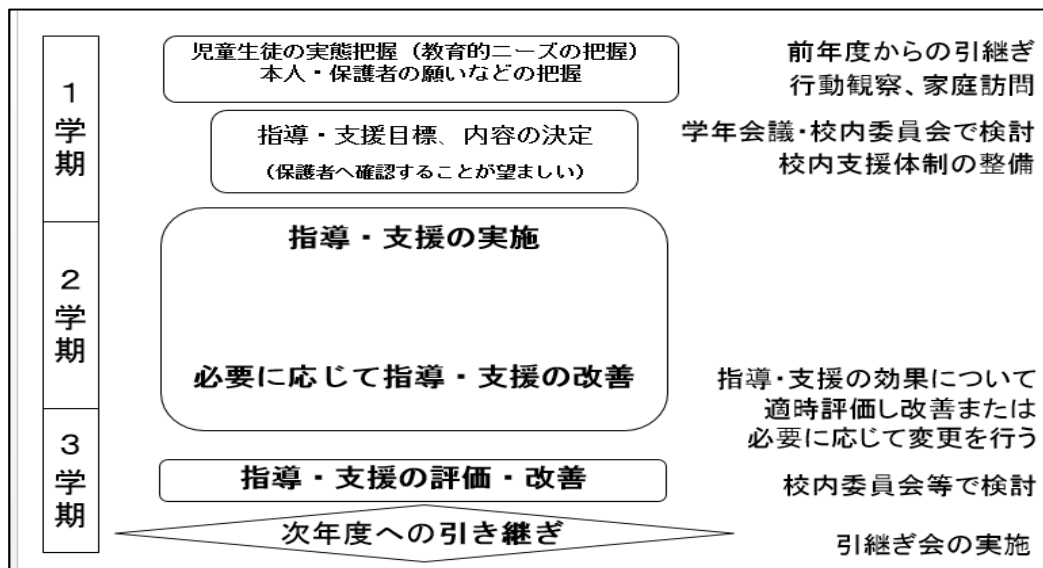


2 個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の流れ

個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の一年間の流れは、PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）により進めていくことになります。

対象児童生徒の前籍学校や前学年の担任からの引継ぎ、児童生徒への行動観察（授業や学校行事、休み時間、給食時間等）、家庭訪問による保護者からの聞き取りなどから、児童生徒のアセスメント（実態把握）を行います。

担任が中心になり、児童生徒への指導・支援の目標を考えます。学年会議や校内委員会で検討を行い決定されます。決定後は、保護者へ説明して確認することが望ましいでしょう。指導・支援内容については、適時評価を行い、児童生徒の発達や状態により、柔軟に改善を行います。



個別の教育支援計画作成の一年の流れ

姫路市「個別の指導計画」 (平成 年度) 所属学校園名 ()

記入例

担任名 (作成者) : 特別支援教育コーディネーター名 :

名前	育成 太郎	生年月日	平成〇〇年〇月〇日	性別		年組	2年 〇組
本人の願い	<ul style="list-style-type: none"> 漢字テストで良い点をとりたい。 きれいに字が書くことができるようになりたい。 						
保護者の願い	<ul style="list-style-type: none"> 学習に集中し苦手なことを克服してほしい。 学習意欲を高めてほしい。 						
本人の得意なこと	<ul style="list-style-type: none"> 理科と社会が好きである。 国旗や魚についてとても詳しい。 						
これからのほしい力	<ul style="list-style-type: none"> 自分の気持ちをコントロールすることができるようになる。 手先の巧緻性・目と手の協応運動の力を高めたい。 						
諸検査結果等 (検査年月日、 検査機関名)	<ul style="list-style-type: none"> 絵画語い発達検査 生活年齢=7:3 語い年齢=8:6 WISC-IV知能検査 生活年齢=7:3 全検査IQ=92 言語理解(VCI)=113 知覚推理(PRI)=89 ワーキングメモリ(WMI)=75 処理速度(PSI)=81 (平成26年2月24日 姫路市立総合教育センター) 						
長 期 目 標 (1年間の目標)							
学習面：生活の中で必要とされる書字の基礎的な能力を身につける。 生活面・行動面：集団全体に向けた指示に注意を向け理解することができるようになる。							
教科・場面等	短期目標	具体的な手立て・場所	「基礎的環境整備」 「合理的配慮」の観点	評価			
国語 80%	1年生の漢字をすべて理解し、定着させる。現在の学年である2年生の漢字を70%以上定着させることができるように	①漢字カードなどを使って漢字の部分に着目させ合成・分解させる。 ②筆記手順を語呂合わせで覚えさせる。 ③部首を教え、文字の意味と照らし合わせて形を想起する手がかかりとさせる。	(4) (1) - 1 - 2 (1) - 2 - 1 (1) - 2 - 3	学期ごとに手書きで評価			
学期途中に修正があれば、手書き見え消し、朱書きで修正							
終わりの会	連絡帳に必要事項を記入することができるようになる。	・書きやすい書式の連絡帳を用意し、板書に時間がかかり、黒板だけでは難しいようであれば、机に黒板のメモを置いておき写すようにする。	(1) - 2 - 1 (1) - 2 - 3				
学期 学校生活での行動	残る視覚情報を参照しながら教師の指示を理解し行動できるようになる。	①指示を出すときには、事前に声をかけをして注意を十分ひきつけておく。 ②座席の位置を配慮し、前列の2列目までにする。 ③行動の手順を示した流れ図などをわかりやすく黒板などに提示する。	(1) - 2 - 1 (1) - 2 - 2 (1) - 2 - 3				
学期ごとに指導内容について、本人・保護者と十分相談し、指導が始まるまでに合意を得て、捺印							
一学期の個別の指導計画を作成後、一学期の指導を実施するまでに指導内容等について本人・保護者と共有し保護者印へ捺印します。二学期・三学期も同様に指導を実施するまでに本人・保護者と共有し、捺印します。				作成日	平成〇〇年 4月10日	保護者印	育成

3 その他の支援継続のためのツール

○ サポートファイル

障害の発見から支援に関する情報に関しては、個人情報に十分配慮した上で、ファイルのようなツールを活用することで、保健、福祉、医療、教育等の関係機関に共有化され、継続的、総合的な支援がしやすくなります。

サポートファイルは、文部科学省・厚生労働省が作成を推奨し、県や市町村の福祉関係機関や教育委員会が中心になり普及が進められており、各市町村が独自の名称を使用し、独自の様式を作成して配布を進めています。

<サポートファイル>

赤穂市、相生市、宍粟市、佐用町、太子町、たつの市、上郡町、福崎町、神河町、市川町



太子町サポートファイル「和」

<連携支援ファイル・サポートファイル>

姫路市

○ 特別支援教育にかかる中学校・高等学校連携シート

中学校・高等学校連携シートは、発達の特性等により学校生活や学習に困難を抱えている生徒が高等学校で一貫した支援が受けられるよう、中学校での生活の様子や、学習の状況などを用紙1枚にまとめたものです。このシートは、中学校から高等学校への引継ぎに活用され、必要な支援が途切れることなく引き継がれていくことが期待できます。

★★★ 特別支援教育にかかる中学校・高等学校連携シート 活用の例 ★★★



書き方例

特別支援教育にかかる 中学校・高等学校連携シート（記入例）		作成日	平成	※すべての項目を 埋める必要は無い。		
		中学校名	△△			
		記入者職名	教員			
名前	まえん	○○○○	性別	男	生年月日	平成12・12・12
住所	△△市○○町1-2-3			連絡先	○○○-○○○-○○○	
本人の状況	性格・行動の特徴	<input type="checkbox"/> 緊張しやすい <input type="checkbox"/> 口数が少ない <input type="checkbox"/> 感覚過敏がある <input type="checkbox"/> 幼い面がある <input type="checkbox"/> ストレスに対して逃避的である <input type="checkbox"/> 性格が穏やか <input type="checkbox"/> 不快な感情を表現することが苦手 <input checked="" type="checkbox"/> 落ち着きがない <input checked="" type="checkbox"/> 集団での遊びを好まない <input checked="" type="checkbox"/> 感情のコントロールが難しい <input checked="" type="checkbox"/> 人の気持ちを理解することが苦手 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい環境が苦手				
	その他	自分が納得がいくまで質問を続ける。授業中などに本人が納得せずに質問を続けるときは、授業後に個別に受け付けることを伝える。納得ができれば、次の行動に移ることができる。				
	学校生活の様子	(授業態度、提出物、休み時間の様子など) 上の空で授業に集中できないことがある。好きな教科(理科、社会)では積極的に自分から質問をする。メモを取るように指導すると、提出物はきちんと出せる。家庭では提出物の完成に時間がかかっている。 (部活動・委員会・係・当番活動の様子、学校行事等への参加状況など) 陸上競技部(長距離)、市総合体育大会オープン1500m第3位。 清掃や係活動は、明確な仕事の指示が必要。何をやるのかが分からないと動きづらい。全体での行事(体育祭、文化祭など)では、参加への配慮が必要。 (出欠状況及び特記すべきこと) <input type="checkbox"/> 通常の登校 <input type="checkbox"/> 別室登校 <input checked="" type="checkbox"/> その他(一時的に保健室登校) (具体的な状況) 中学校1年生の1学期後半から登校しぶりがあり、保健室の個別指導を経て、2年生からは通常の登校となる。				
	得意なことや苦手なこと	(得意なこと、興味あること…作業、行動、教科など) 体を動かすことは得意。体育などでは見本となることもある。 (苦手なこと…作業、行動、教科など) 待つこと。見通しが持てないと落ち着きをなくすので、スケジュール等簡単な見通しを口頭でもよいので、伝えておく必要がある。				
	自分の特性理解の程度	よく理解できている<u>ある程度理解できている</u>あまり理解できていない、理解できていない (具体的な状況)特性について具体的に本人と話し合ったことはないが、配慮されていることは理解している。				
中学校での 支援の方針 や 内容及び結果 の評価	学習への支援	別室指導の有無、通常授業内での個別支援、授業外での個別支援の内容や頻度 定期考査での配慮事項など) 新しいパターンの授業が始まる時には、丁寧に説明し見通しを持たせることが必要。個別に説明することで理解が進む。 (定期考査での配慮事項) あり・なし 具体的な配慮:時間の見通しが持てないと時間内に回答を終えることが難しいので、テスト用紙に1問10分など所要時間の目安を鉛筆で記入しておく。				
	日常生活での支援(医療、福祉サービスを含む。)	(身近自立の程度、身体面や心理面での支援など) スクールカウンセラーによるカウンセリングを定期的に受けている。(月1回)				
	友達・コミュニケーション等の支援	(コミュニケーションや集団内での社会性を育むために、発達上必要とされる支援など) 2~3人の小集団で設定されたやりとりや話し合い活動であれば、自分の思い違いがあっても修正しながらコミュニケーションがとれる。休み時間など自由な時間で、友だちのこぼれを思い違いで、トラブルに発展したことがあるので、その都度友だちのこぼれの真意等を教師が丁寧に伝え直すことが必要。頼りになるキーパーソンの教師がいることが重要。				
その他	(診断名や心理検査(検査名、検査日、検査機関、検査結果)等) アスペルガー症候群+注意欠陥・多動性障害(おひさまにここクリニック平成25年10月3日診断)。WISC-IV FSIQ95(おひさまにここクリニック平成25年8月10日検査)。					

私は、上記の内容を確認し、進学する高等学校へ情報提供することについて同意しました。

保護者同意が必須	保護者名	○○○○	印
	* 自署又は記名押印		

V 中学校から高等学校への引継ぎ事例

このガイドラインに則って、どのような事例が引き継がれたかを紹介します。
 (各事例は、実際の事例に基づいていますが、紹介するに当たり変更を加えているので、事実そのものではありません。)

A 中学校の事例

aさん、中3女子。通常学級在籍。

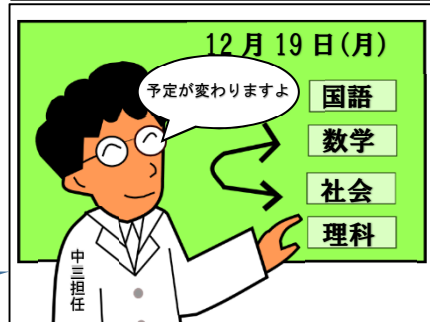
小学校時代に、病院でASD（自閉症スペクトラム）と診断を受けた。療育手帳所持。
 学力は、学年で中程度の順位。

(中学校の様子)

思い通りにならないと、物に当たったり、いつもと違うスケジュールだと怒り出したりすることがあった。



前もってスケジュールや変更を予告しておくことで落ち着いて取り組めた。
 また、パニックになった時は、大騒ぎせずそっとしておくことで、収まるが多かった。



うまくいった対応を、日頃から保護者に説明した。
 さらに、中3の2学期末の懇談で、支援が必要なことを高等学校に引き継ぐことを保護者に提案した。
 保護者も了承し、「連携シート」を作成した。



3月〇日 入試・合格発表

合格発表後、中学校で行っていた対応を高等学校に引き継いだ。

- 細かい時間割変更も、必ず本人と一緒に前日に確認する。
- イライラしそうな時は、机をトントン叩き始めるので、「外に行ってきてても良い」と短時間のリフレッシュを認める。



→高等学校での合理的配慮の参考となった。

B 中学校の事例

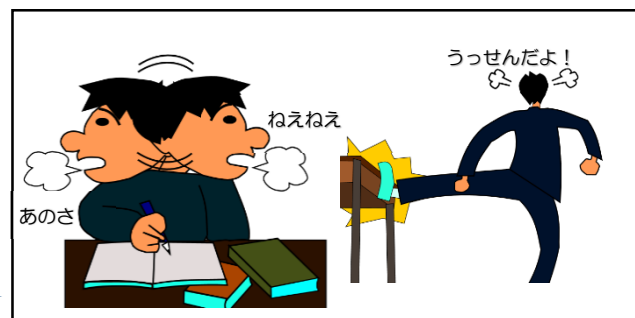
bさん、中3男子。通常学級在籍。診断は無し。
学力は、学年で最下位あたり。

(中学校の様子)

中1の頃、学習についていけない状況が見られた。
善悪の判断も付きにくく、不良グループと行動を共にすることが多かった。



授業中は、勉強が分からないから、ずっと私語をしていた。
そのことを、みんなの前で注意されると、さける面があった。
教師も、放っておくことが増えた。



担任を中心に、「なんとかしなければ」という
雰囲気は教師間で流れた。校内支援会議を持
って、支援方法を検討した。職員間の共通理
解が図れ、スクールカウンセラーの活用も決
定した。



さらに、専門家による巡回相談の機会を得て、
単なる怠学による学習不振ではなく、漢字の読みが困難なことから始まった学習不振であることが明らかになった。



専門家のアドバイスを受け、LD対象の通級指
導を開始した。通級担当者が漢字の読みを効
果的に覚える学習を中心に行い、読みに関し
ては、少しずつ自信を付けることができた。
その結果、落ち着いて過ごせることが増えた。

さらに、中3になり、志望校が明確になることで学習への意欲が向上した。専門家のアドバイスを受け、保護者・本人が希望したので、定期考査でルビうちの配慮を行った。それにより、成績も向上した。

中3の11月頃から高等学校と話し合いを持ち、入試でもルビ打ちの試験を受験し、見事合格した。



3月の合格発表後、高1の学年集団と中3の担任で引継ぎ会を持った。

その際、「連携シート」も活用した。

(高校への引継ぎ事項)

- 漢字は、意味から覚えると覚えやすいので、必要な漢字はイラストとセットで覚えるように配慮した。
- 学習の不振が生活態度の悪化につながりやすい。できる限り補習等で「わからない、できない」という思いを軽減する必要がある。

下のグラフは、 $y = \frac{1}{4}x^2$ と $y = -\frac{1}{2}x^2$ のグラフである。

また、正方形ABCDは、頂点が図のように各グラフ上にあり、点Dのx座標はaである。次の問いに答えよ。

- (1) 点Dのy座標と、点Cのy座標をaを使って表せ。
- (2) aの値を求めよ。
- (3) グラフの1目盛りを1cmとして、正方形ABCDの面積を求めよ。

「驚」の驚は「馬」の驚の驚
「鯨」の鯨は「魚」の鯨の鯨

「浮」の浮は「舟」の浮の浮

「驚」の驚は「馬」の驚の驚

「鯨」の鯨は「魚」の鯨の鯨

「浮」の浮は「舟」の浮の浮

漢字の単位「千、万、億、兆、京（けい）」から順番に大きいものを表す時に無偏で「驚」となり馬って何かにビックリしたりすると馬って何かにビックリしたりすると「ヒビーン」と驚きを顔上げて後ろ脚で

漢字を書きましよう。

名前

→「個別に配慮しながら学習指導をすすめます」と高1の学年主任が答えた。

C高等学校の事例

cさん、高3男子。

小学校時代に、ADHDの診断を受けた。C高等学校は、いわゆる進学校で、cさんも学力は高い。

(入学までの様子)

本ガイドラインに則って、中学校から引継ぎを受けた。

入学説明会で、保護者に支援の必要な人は申し出るよう呼びかけた。呼びかけに応じて、cさんの保護者から、発達障害の診断を受けているので、配慮してほしいと申し出があった。以下、懇談で聞き取った。

- 物をよく紛失する。プリントの整理ができない。
- 提出物の期限をよく忘れる。

(支援のための会議を開催)

保護者からの要請を元に、学校としてどう配慮できるかについて、学年会→校内委員会 で話し合った。

校内でできる合理的配慮を検討した。

個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成した。

(合理的配慮の実際)

個別の棚を設置し、そこにcさんのプリントを、各教科担当者が入れる。

担任が本人に説明しながら、提出日を明記したファイルに提出物を入れて持ち帰らせる。

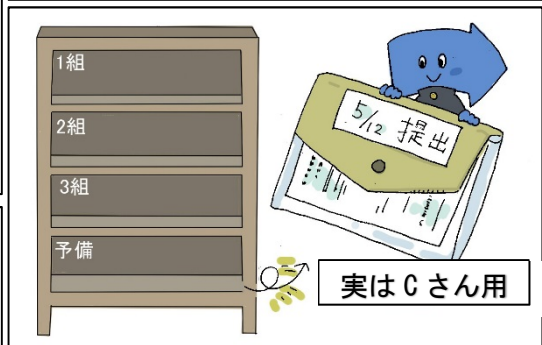
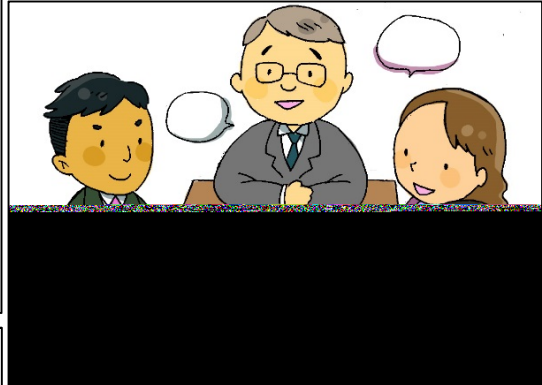
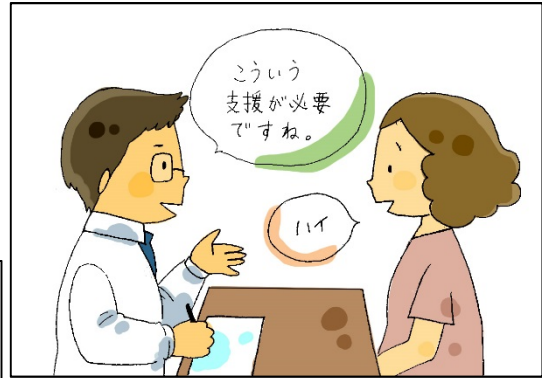
スケジュール帳の書き方や、友だちに提出日を聞く方法などについても、丁寧に指導した。

朗らかな性格で、友人関係が良好のため、学校生活の後半は、ほとんど友だちからの声かけで行動できていた。

(大学への引継ぎ)

保護者に、高等学校での支援を掲載した個別の教育支援計画・個別の指導計画を渡した。

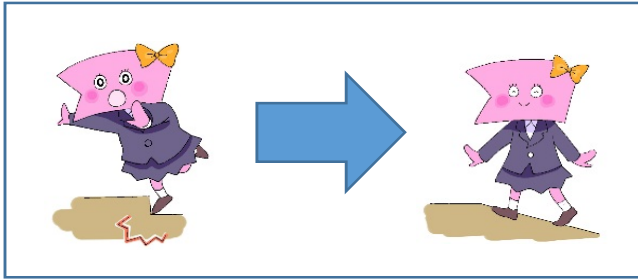
保護者が大学の学生支援センター等に持参し、配慮を依頼した。



高等学校でのその他の支援事例

高1女子。弱視。知的障害は無し。

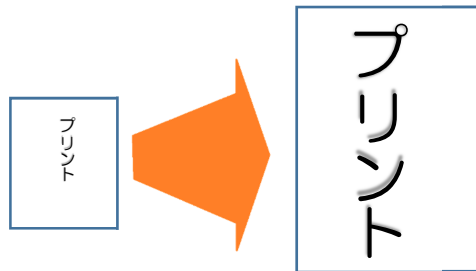
段差を無くす



暗いところには、ライトを設置



プリント類は拡大する



他にも、こんな合理的配慮をしている高等学校が・・・

1対1のSST
(社会生活技能トレーニング)



コミュニケーション能力の
育成プログラム(2分間スピーチ等)



各教科担当がPC内の共通の行動
記録に打ち込む記録システムで
共通理解



専門家を交えてのケース会議

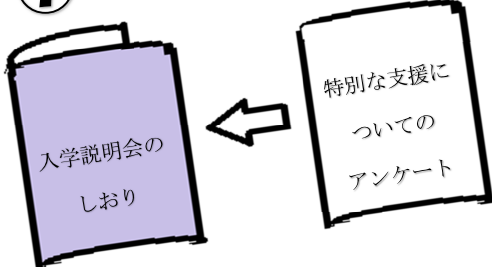


※「インクルDB」でネット検索すると、さらに多くの合理的配慮を知ることができます。

Ⅵ 高等学校での支援の流れの例

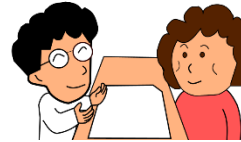
Ⅰ 高等学校の支援例

①



入学説明会のしおりに、あらかじめ、配慮が必要かどうかを問いかけるアンケートと提出用封筒をはさみこむ。
保護者からの要望を合格後すぐに拾い出す。

②



入学式までに、保護者面談（可能なら、生徒も入って）を行う。
詳しいニーズの聞き取り。
→クラス分け等の参考資料に
→管理職にも報告

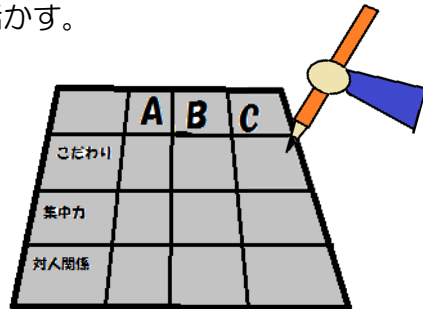
③

入学式までに、校内委員会の開催。
支援方針の決定。→各職員に周知。



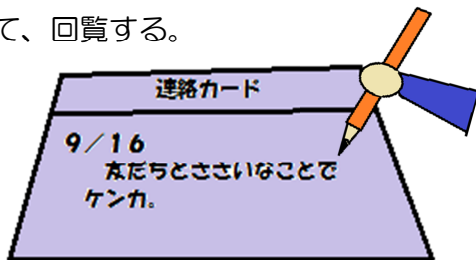
④

1学期中に、チェックリストで
実態把握。
行動特性の把握を行って、指導
に活かす。

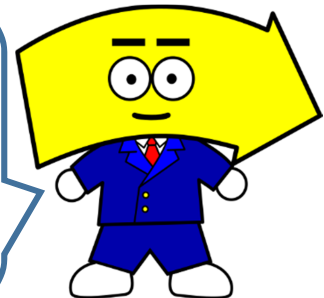


⑤

随時、連絡カードの作成。
各授業や部活で気になった事項を記入
して、回覧する。



Ⅰ 高校では、校
内規定を作り、
組織的に特別な
支援を行ってい
ます。



Ⅶ 高等学校から進路先への情報提供について

大学進学を希望する場合

- ポイント…
- 1 目標をできるだけ早く設定してください。「どういった勉強をしたいか」等。
 - 2 1年生から、夏のオープンキャンパスを積極的に利用しましょう。
 - 3 生徒に発達障害等の特性がある場合、「学生支援センター等」が設置され、相談支援を受けられる体制があるかを確認しましょう。



- 大学入試センター試験の利用を予定している場合は、「高等学校での支援内容」が必要です。
入学後、「どういった支援を受けてきたか」の記録をお願いします。
(例 チェック回答、時間延長、別室受験、注意事項等の文書による伝達等)
- 本人同意の上で、志願変更(受験科目を減らす等)を検討してください。
- 障害特性によって、本人が希望していても、大学卒業後、就労が継続できない場合があります。本人、保護者とよく相談したうえで、希望学部を決定してください。

「進路変更」を希望する場合(不登校等で進級できなかった等)

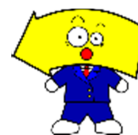
- ☆ 進路変更を決定する前に、必ず本人へのサポートをお願いします。
<進路変更先 例>

- 全寮制の学校
 - 「山の学校」(男子のみ、1年間)通信制との併願可能です。
 - 公立フリースクール「神出学園」(原則2年間)現籍校に在籍のまま入寮可能です。
- 私立の全寮制の学校
転入学を受け入れている高等学校があります。
- 通信制高等学校サポート校
登校日数は週に2日から3日です。(学校によって異なります。)
 - 学校法人が直接運営する高等学校
制服が苦手、朝が起きられない、集団が苦手等でも可能です。
 - 制服や校舎があり、週に5日登校が必要な高等学校
高等学校の学習を本格的に学びたい生徒には合います。
 - 通信制の高等学校と提携しており、その学校のレポート提出をサポートしつつ、生徒の興味が学校に向くように実習等を取り入れている学校
宿泊を兼ねたスクーリングが必要で、一般的に学費が高めです。
 - 様々な工夫で、レポート提出をサポートし、高等学校卒業ができる学校
- ※ 通信制高等学校は、多くの学校が姫路校を開設しています。資料を取り寄せ、教育相談を受けて、本人に合っていると思われる学校を選択するようにしてください。
- 専修学校…中学卒業でも入学可能な学校が姫路周辺にもあります。
 - 調理専門学校(1年間。3年間で高等学校卒業資格が取れる学校もあります。)
 - 理容美容専門学校(3年間)
 - 商業実務専門学校(3年間)

<相談、支援機関 例> 巻末の資料も参考にして下さい。

- 「ひめじ若者サポートステーション」(サポステ)
登録すれば、15歳以上39歳未満なら誰でも利用できます。
「仲間がほしい」「働きたいけど、どうすればいいのかわからない」「学校に行きたい」等、何でも相談ができます。

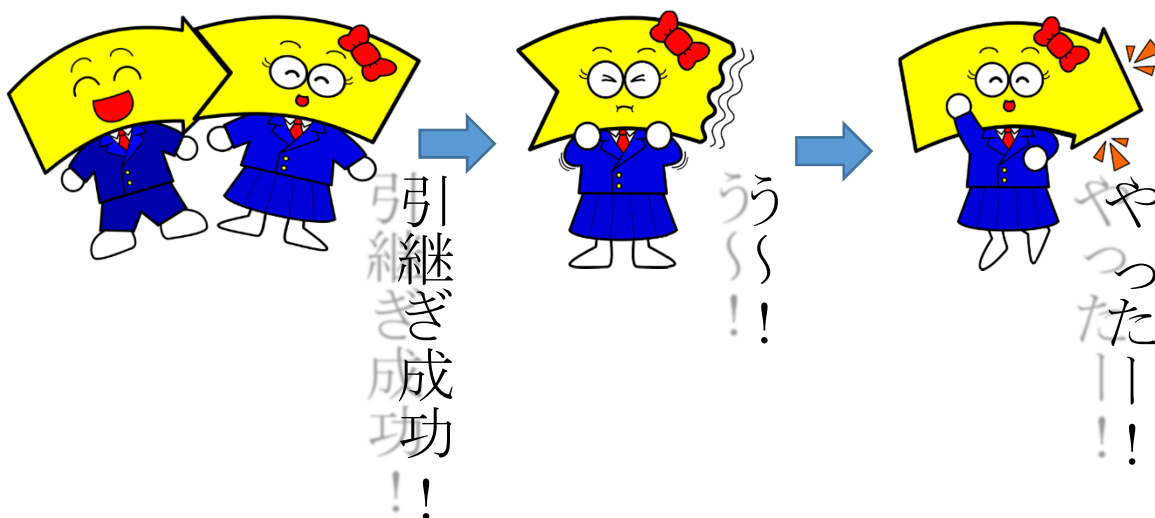
福祉的な支援を希望する場合



<療育手帳について>

- 診断があり、療育手帳等を取得している場合
 - ・ 本人が求めれば、様々な福祉サービスが受けられます。詳細は各市町障害福祉担当に相談して下さい。
(例) 西播磨障害者就業・生活支援センターで就職支援を受ける。
- 診断はあるが、療育手帳を取得していない場合
 - ・ 18才未満は、姫路こども家庭センター
 - ・ 18才以上は、県立知的障害者更生相談所 で判定を受けることになります。
いずれも、各市町障害福祉担当まで相談してください。

不登校 姫路 高校で、
ネット検索すると色々な情報が見られます。

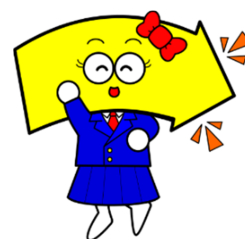
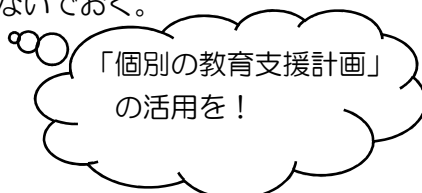


(参考資料) 就労に向けての支援(手帳を持っているケース)

就労の支援については、本人の障害特性にあわせ、個別の対応が必要となる場合があります。

○ 就労先への引継ぎのポイント

- ・ 引継ぎの方法や内容(本人の特性や配慮事項など)について、本人や保護者と調整を行う。
- ・ 就労先での相談の窓口を明確にし、だれに相談すればよいかを本人にも伝えておく。
- ・ 就職後の定着支援に向け、支援機関の情報を本人や保護者、就労先に伝えるとともに、必要があれば支援機関につないでおく。



○ 就労支援を取り巻く課題

- ・ 生活支援との一体的な取り組み
- ・ 就職後の定着支援
継続して就労生活を送ることができるよう、定期的かつ継続的な職場訪問やジョブコーチの活用などの支援を受けられるよう、就業・生活支援センターに登録、依頼する。
- ・ 就労に対する動機付けを持たせるような支援
将来の目標設定などを通し、就労に対するイメージ作りを行う。
- ・ 職業能力の開発
職業訓練校への入校やハローワークなどで行っている職業訓練を利用する。

やむを得ず就労の継続を断念した人へのフォローアップとしては、

就業・生活支援センターや相談支援事業所などの相談支援機関が連携しフォローアップを行い、地域での生活自立に向けた再スタートが切れるよう環境整備をしている。

○ 就労の種類

- ①一般就労、②就労移行支援、③就労継続支援A型(雇用契約締結型)
- ④就労継続支援B型、⑤地域活動支援センター

○ 職業訓練校

県内・・・兵庫県立障害者高等技術専門学院(神戸市西区)

国立県営兵庫障害者職業能力開発校(伊丹市)

その他・・・国立吉備高原職業リハビリテーションセンター(岡山県加賀郡)

○ サイトの紹介

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 <http://www.jeed.or.jp/>
- ・ ひょうご発達障害者支援センタークローバー <http://auc-clover.a.la9.jp/>
- ・ 発達障害情報・支援センター <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

【関係機関と施設の一覧】



○ 発達障害支援センター

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
兵庫県立 こども発達支援センター	674-0074	明石市魚住町清水 2744	078-949-0902 (市町窓口)
ひょうご発達障害者支援センター クローバー上郡ランチ	678-1262	赤穂郡上郡町岩木甲 701-42	0791-56-6380

○ 地域若者サポートステーション（15歳以上39歳未満）

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
ひめじ若者 サポートステーション	670-0923	姫路市呉服町 48 大手前通り ハトヤ第 1 ビル 6 階	079-222-9151

○ 更生相談所（18歳以上）

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
兵庫県立 身体障害者更生相談所	651-2134	神戸市西区曙町 1070 兵庫県立総合リハビリテーションセンター内	078-927-2727
兵庫県立 知的障害者更生相談所	651-0062	神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-0737

○ こども家庭センター（18歳未満）

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
兵庫県姫路こども家庭センター	670-0092	姫路市新在家本町 1-1-58	079-297-1261

○ 障害者就業・生活支援センター

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
姫路 障害者就業・生活支援センター	670-0074	姫路市御立西 5-6-26	079-291-6504
西播磨 障害者就業・生活支援センター	678-0252	赤穂市大津 1327	0791-43-2091

○ 特別支援学校（☆は サポートネット会議事務局担当校）

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
☆兵庫県立姫路特別支援学校	671-0247	姫路市四郷町東阿保字 下戸明 476-1	079-285-3765
☆兵庫県立 姫路しらさぎ特別支援学校	670-0986	姫路市苫編 688-58	079-295-2200
兵庫県立姫路聴覚特別支援学校	670-0012	姫路市本町 68-46	079-284-0331
☆兵庫県立赤穂特別支援学校	678-0252	赤穂市大津 1305	0791-43-9266
☆兵庫県立西はりま特別支援学校	679-5165	たつの市新宮町光都 1-3-1	0791-59-8277
☆兵庫県立播磨特別支援学校	679-4002	たつの市揖西町中垣内乙 135-1	0791-66-0091
兵庫県立視覚特別支援学校	655-0884	神戸市垂水区城が山 4-2-1	078-751-3291
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校	669-1515	三田市大原梅の木 1546-6	079-563-3434
☆姫路市立書写養護学校	671-2203	姫路市書写台 3 丁目 148-1	079-266-0028

平成 29 年 2 月発行

発行元・問い合わせ先

：播磨西地区サポートネット会議事務局